ごみ処理に御協力を

一日の排出量三〇キロ以上は 必ず自分で運搬して下さい

都市の発展と生活様式の改善とで、ごみの排出量は飛躍的に増加しております。これに対処するため、従来の手車を全廃し、自動車に切り替え、作業の向上と円滑化を図つて来ました。更にごみ収集車として最も進歩した、能率的且衛生的な機械車であるパック・ドラム車六台を配車いたしましたが、まだまだ市民の満足を頂くまでに至らないのが現状です。

◎一般家庭はごみの減量運動に御協力下さい。

このような現状打開のため積極的に事業の充実を図ることは当然市側の措置ですが、例えば家庭から無意識に放出されるごみの中には相当資源として利用できるものや、経済価値のある、つまり売れるようなものも多くまじつて居ります。このようなものを家庭で整理されることは、一見つまらないことのようですが全市的にはごみの減量に価値のある協力となり、又ごみの収集作業の成績が上ることにもなり、現在のような取り残しによる不潔な状態を解消することになると思われます。その他、ごみ処理作業を困難にしている大きな原因として、多量にごみを出される人や特殊なごみを出される人達の中で、町内のごみ箱をこつそり利用しているものがあり、ごみ収集を不円滑にする原因となつておりますので、これらのごみを出す人は自身で運搬したり始末したりしなければならないのですから、それをよく守つていただきます。

◎多くごみを出される方は必ず次のよう御協力下さい。

ごみ燃えがら合せて、一日三十キログラム以上又は、臨時に三十キログラム以上を出される方は市条例により市の指定する処理場まで、自分で運搬しなければならないことに規定されておりますが、一部の方がこの規定を守らず大衆に迷惑をかけておる現状であり、特に小規模の建築業者、及び庭師等の方に多いように見受けられます。これは明らかに条例違反にもなりますから、必ず自分で運搬されますよう御願い致します。処理場が不明の方は衛生課に御連絡下さい。

◎特殊のごみを出される方も御協力下さい（三十キログラム未満のもの）

1、木の板、草花、その他長いもの等は必ず二尺位に切つて束ねた上箱の脇に置く。

2、「かまど」の石等をそのまま出されると積み込むのに作業員が、いちいち細かく割つて積み込まねばならないので、作業能率にも大きく影響しますから、細かく割つて箱の脇に置く。

3、硝子の破片、セトモノのかけら、木片に古釘のついたもの、廃棄薬品等をそのまま入れられると、作業員が絶えず負傷休業することが多く、収集能率が低下しますから、一見危険であることが判るように箱の脇に置くか又は別箱等に入れる。

4、雑草類は土の着いたまま出さずに土を落しある程度乾燥してから出す。

5、魚介類の屑は最も腐敗し易く、又悪臭を放ち、且蝿の発生源ともなりますから、できるだけ新聞紙等に包んで箱に入れる。

6、各家庭の「ちり入」は殆んど蓋の設備がしてありません。蝿発生の温床となりますから必ず蓋のできるものに改めて下さい。

7、不用の古畳も出される場合は衛生課に御連絡下さい。

◎共同ごみ箱の管理を充分に致しましょう。

共同ごみ箱の掃除をしておられるところは、市内の約七〇%に及んでおり、その方法は各自治（町内）会毎に違いますが各自治（町内）会の衛生者の方々はいろいろと苦心しておられます。管理の方法についていろいろな指示をされる場合が多いことと存じます。皆さんも担当者の立場になつて御協力下さい。

発行所　新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表（3）2111番
新潟市長
発行人　村田三郎
新潟市横町通二ノ丁2609
編集人　松井米雄
新潟市浜浦町一丁目185
印刷所　文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話（2）8128番
毎月一回5日発行
定価　一部3円

人口動態（八月中）

出生	四〇六件
死亡	一七五件
死産	五〇件
婚姻	一〇四件
離婚	三一件

忘れまい十月一日 防火祈願祭と火災誌

去る十月一日は新潟大火の満三年に当ります。市民の皆様も、すばらしい今日の復興の姿を見るにつけ、火災直後の惨めさを偲び、火災の恐ろしさを思い出されてのことと思います。火災をなくしたい、わけてもあした大火は二度と繰り返してはなりません。新潟市ではこの日午前八時から白山神社で記念行事として関係者参集の上おごそかに防火祈願祭がとり行われました。又この大火を後世に記録として残す為計画された新潟大火災誌も、草稿がまとまりましたので近く出版の予定です。市民の方でこれに適当な資料なり当時の写真などお持ちの方がありましたらお貸与をお願いいたします。連絡先は庶務課の火災誌の係ですが御報次第参上いたします。

秋の大掃除と 蚊、ハエ、鼠退治

今年は四〇年来の大豪雨と気温の関係もあつて例年にない蚊の発生を見ました、九月の衛生班作業は蚊の駆除に重点をおき、浸水地域の徹底作業を行いました。これからは天候もおさまり、恒例の秋の大掃除が始められる時期となりました。健康的な生活環境をつくるため、秋晴れの一日を清掃にあて、町内揃つて大掃除をするように工夫して下さい。秋の大掃除は蚊やハエや鼠ばかりでなく家ダニ等の嫌な虫を退治するのにも好都合です。大掃除は次のことに注意して丁寧にやりましよう。

一、床下の掃除と乾燥二、畳を日光や風に当てる三、家の周りの取りかたづけ四、便所、ごみ箱堆肥などの処置五、ねずみの退治、尚十月は蚊、ハエの最盛期がすぎて冬越しに入ろうとする時期であり、これを追打ち駆除することが、きわめて合理的で効果がありますので、特に今月は残効性のあるDDT、リンデン二種混合剤を衛生組織代表に配布しますから、みんなで力を合せて一斉に撒布して下さい。撒布場所は便池、ごみ溜、肥溜等の周辺の常に不潔で蚊ハエの発生、棲息しやすい場所を選んで撒布して下さい。町内の実施日がきまりましたら地区受持班長まで、お面倒でもお知らせ下されば当日指導に伺います。是非お利用下さい。

秋の清掃運動強調月間

"秋晴れだ今日は皆んなで大掃除"

十月一日より三十一日まで（西新潟地区　一日から十五日まで　東新潟地区　十六日から三十一日まで　支所地区は独自の計画に依り実施）

道路交通取締法施行令の改正

新道路交通取締法施行令が十月一日から施行されますが車を運転される方も一般歩行者も、新法令により、平素の交通安全につとめて下さい。

一、警音器使用制限の強化（一七の一、二四の二、二九）従来警音器に頼りすぎていたが、新法令で使用を定めているときと、危険防止のため、やむをえないときの外は鳴らしてはいけません。**二、追越の注意義務強化**（二四の二）改正では進行方向反対の交通と、前車の前方の交通に十分注意し、更に前車の速度、方向、附近の道路状況に応じ、安全な速度と方法で追越さねばなりません。**三、二重追越の禁止**（二四の四）**四、追越禁止場所の改正**（二三）「踏切」が加えられた。**五、児童幼児の通行保護**（一七の一一）児童幼児の歩いている時は、必ず一時停車するか徐行する義務を負わされた。**六、泥はね運転の禁止**（一七の一〇）泥よけ器を備付るか徐行するよう義務づけられた。**七、車馬通行区分帯の新設**（一一の三）**八、最高速度制限の改正**（一五、一六）最高速度は、時速六〇、五〇、四〇、及び二五キロの四段階、自動三輪車の回転角度（丸と角ハンドル）による区別をするなど改正された。（旧市内は公安委員会規則及び同告示により現行のとほりです）**九、積荷の高さ制限一部改正**（三九の一）小型自動四輪車、丸ハンドル三輪車の積荷の高上は、地上二、五メートル。**一〇、臨時適性検査の実施**（五八の二）この制度の実施により随時免許に条件が附されるなど、即時不適格運転者は排除されることになりました。

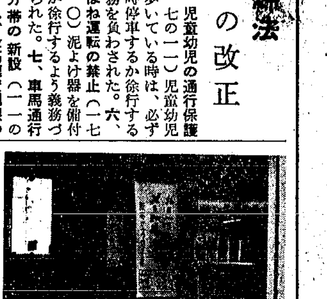

ラジオ、テレビの雑音防止

放送局からは、常に美しい音や画面を送つています、ところが各種工業用、家庭用電気機器が普及した反面、これらの中にはラヂオ、テレビの視聴を妨害する雑音や、障害を出すものか相当見受けられます。このような雑音も電気機器に雑音防止の処置をして頂けば防ぐことができます、その方法は電気機器によつていろいろ違いますが、蛍光灯、電気ドリル、電気バリカン、ネオン点滅器高周波熔接機、高周波ビニール加工用ミシン、自動車、オート三輪車、オートバイ等には雑音防止措置が必要です。特に高周波ビニール加工用ミシン、自動車、オート三輪車、オートバイ、ネオン点滅器等はテレビに防害して雑音の外に画面に横縞又は横雨が出ます。又テレビやラヂオだけでなく一般の無線通信にも妨害しています。雑音防止の装置は素人でもできますがラヂオ屋さんに頼んでいただけば簡単にやつてくれます。

尚詳しく知りたい方は新潟NHK新潟地区受信障害対策協議会にお問い合せ下さい。

秋季 交通安全運動

実施期間 10月22日～10月31日

交通事故をなくするため秋の交通安全運動が行われます。この機会によい交通の習慣を身につけるため次のことを守つて下さい。一、歩く人は右側通行を実行、二、正しい横断を実行、三、学童通行の保護、四、安全運転を実行、特に安全速度と通行区分を守る、五、踏切の一時停車と安全確認六、道路には車や物を放置しない、七、町の騒音防止、八、水上交通の安全につとめる。

起終点交通調査実施

自十月十五日午前七時
至十六日午前七時（廿四時間）

最近市内の車輌交通量が激増し、交通事故が頻繁に発生しておりますが新潟市では、之に対処して、交通機能を増進し、交通事故を防止するような街路の計画を立案、築造する為に、起終点交通調査を実施する事になりました。自動車をお持ちの皆様には、すでにお手許に調査票が届いていると思いますが、記入事項によつて、当日の運行状況を正しく御記入の上市役所計画課宛御送付下さい。当日は、この外九カ所において、交通調査班が、自動車に停止を願つて、同様の調査を実施しておりますので、お手許にお届けいたしました家庭配布済票を自動車前面ガラスの左隅へお貼りする事をお忘れになりますと、調査地点を通過の際、停車させられますから御注意下さい。

秋の農業労務者募集

今年も群馬、神奈川、静岡の各県から多数の季節労務者の募集申込が参りました。行く先は群馬県館林地区、神奈川県小田原、松田地区、静岡県島田、清水、沼津地区で年令十八才～四十五才までの農業経験者を求めています。働く期間は十月十五日頃から群馬は二十日乃至一ヵ月、神奈川、静岡は十二月末頃までです。給与は群馬が日給男三三〇円、女三一〇円、神奈川、静岡は月男六、五〇〇～七、〇〇〇円女五、五〇〇～六、〇〇〇円です。長く働きたい方は館林地区で働いてから神奈川、静岡に働きに行くこともできます。御希望の方はお誘合せの上早めに公共職業安定所又は最寄の支所（沼垂、山ノ下を除く）に申込み下さい。

空路の時間変更

十月一日から新潟―東京間定期空路の時間が次の通り変更されました。
△羽田発一一、四〇（新潟着一三、二〇）
△新潟発一三、五〇（羽田着一五、二〇）

お買物はメートル法で

お酒は10月1日から
一般は11月1日から

百貨店ではすでに二月より、名店街デパートでは開店と同時に又お茶は五月よりメートル法で販売されておりますので皆様もメートル法に少しでも慣れて頂いた事と思われますが、最近メートル法で販売される商店が次第に目に付くようになりました、最に酒類の製造販売等についても十月一日からすべてメートル法を採用することになりました。お酒の価格は変りませんが、容量は〇〇リットルということになるうわけです。例えば一升びん詰は一、八リットル、四合びん詰は七二〇ミリリットル三デシびん詰は三〇〇ミリリットルとなりますし市内全商店メートル法の切替えも、十一月一日を目標に実施するよう準備しておりますので市民の皆様も進んでメートル法でお買物されますよう御協力願います。

キチンカー（動く台所）各地で巡回指導

東西両保健所ではつぎの日程で日本食生活協会の栄養指導車による巡回指導を実施することになりましたので、次の表により多数お誘い合せの上、最寄りの会場へお出かけ下さい。

日	午前（十時）	午後（一時半）
十月十八日	坂井輪中学校前	元祝町願随寺前
十九日	淡小学校正面前	田中町遊園地
二十日	川岸町県営アパート前	県庁前
二十二日	水島町仮設公衆市場跡	丸潟小学校前
二十三日	旧沼垂駅前	両川保育園前
二十四日	臨海荘前	太夫浜小学校前
二十五日	大江山支所前	濁川小学校前

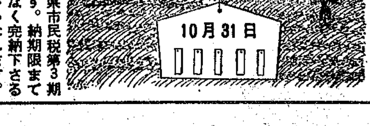

10月中は県市民税第3期の納期です。納期限までにお忘れなく完納下さるようお願いいたします。